

青森県の最低賃金

最低賃金の件名	適用範囲
青森県最低賃金 時間額 608円 (平成17年10月1日発効)	産業や職種に関わりなく県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。 ただし、下記の産業別最低賃金が適用されるものは除きます。

最低賃金の件名	適用範囲	適用除外 (上記の青森県最低賃金が適用されます)
鉄鋼業 時間額 726円 (平成17年12月21日発効)	鉄鋼業。 ただし、高炉による製鉄業及び表面処理鋼材製造業は除かれます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は随いの業務に主として従事する労働者
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 時間額 669円 (平成17年12月21日発効)	電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び電子部品・デバイス製造業。 ただし、電球・電気照明器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業及び医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)は除かれます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満であって技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け、貼付、運搬又は警備の業務に主として従事する労働者 (4) 部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する労働者
各種商品小売業 時間額 664円 (平成17年12月21日発効)	各種商品小売業 (衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所)。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後3ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は随いの業務に主として従事する労働者
自動車小売業 時間額 703円 (平成17年12月21日発効)	自動車(新車)小売業、中古自動車小売業、自動車部品・付属品小売業。 ただし、二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)は除かれます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後3ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け、洗車又は随いの業務に主として従事する労働者

〈最低賃金額の算定に含まれない賃金〉

精皆勤手当/通勤手当/家族手当/臨時に支払われる賃金/1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当等)/時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

※ 最低賃金に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局 賃金室 (TEL 017-734-4114) 又は最寄りの労働基準監督署へ。

青森労働局のホームページ (<http://www.aomori.plb.go.jp/>) でもご覧いただけます。

この表を労働者の見やすい場所に掲示してください(最低賃金法第19条)

平成17年度 冬期労働災害防止運動展開中！

運動期間：平成17年11月1日～平成18年3月31日

これから寒冷期に向かい、凍結による墜落や転倒災害、車両のスリップ事故、または練炭による一酸化炭素中毒等、冬期特有の気象条件の影響を受けた労働災害（以下「冬期労働災害」という。）が多発することが予想されます。

これらの災害を防止するためには、普段と異なる対策が必要となります。

各事業場におかれては、冬期労働災害防止のために以下の対策を徹底して下さい。

1 雪下ろし・除排雪による災害の防止

- (1) 滑り難い靴、ヘルメット等を着用させる。
- (2) 屋根等高所での作業に当たっては、次の事項を行う。
 - ① 開口部はないか、滑り易いものはないか等、予め作業場所の状況確認を行う。
 - ② 安全帯を使用する。
- (3) 機械等での作業に当たっては、次の事項を行う。
 - ① 障害物はないか、転落の危険はないか等、予め作業場所の状況確認を行う。
 - ② 路肩等、転落の危険のある場所には目印の設置や誘導員を配置する。
 - ③ 機械に氷等が詰ったときは、エンジンを止めてから対処する。
- (4) 軒先からせり出している雪は、できる限り地上から除去する。



2 積雪・凍結による転倒、墜落災害の防止

- (1) 通路や作業場所は、困い・除排雪・融雪の措置等により積雪・凍結を防止する。
- (2) 工事現場の外側足場は、ネットの設置等により雪の吹込みを防止する。
- (3) 滑り難い靴等を着用させる。
- (4) 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しない。また、両手に物を持って歩行、昇降しない。

3 車両等のスリップ事故の防止

- (1) 速度は控え目、車間距離は長めにとる。
- (2) 急ハンドル、急ブレーキをしない。
- (3) 橋の上やトンネルの出入口、日陰部分では凍結等があるので速度を落とす。
- (4) 天候や路面状況を考慮にいたった作業・運行計画を立てる。



4 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブや焚き火等に着火する場合は、ガソリン・軽油・灯油を振掛けない。
- (2) ガソリン等の油脂類や可燃物を火気のそばに置かない。
- (3) 火気を使用する場所には、消火器等を用意する。
- (4) 事務所や宿舎等を留守にするときは、ストーブ等火気類の消火を確認する。



5 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温の適正化に努める。
- (2) 防寒衣等の着用により保温する。
- (3) 作業開始前に体操等で筋肉をほぐし、筋肉硬化による動作の鈍化や腰痛等の予防を行う。